

令和7年度における名古屋市私立高等学校授業料補助について

1 名古屋市私立高等学校授業料補助

県内の私立高等学校に在籍する名古屋市民である生徒に対して、授業料補助を実施する。

令和7年度

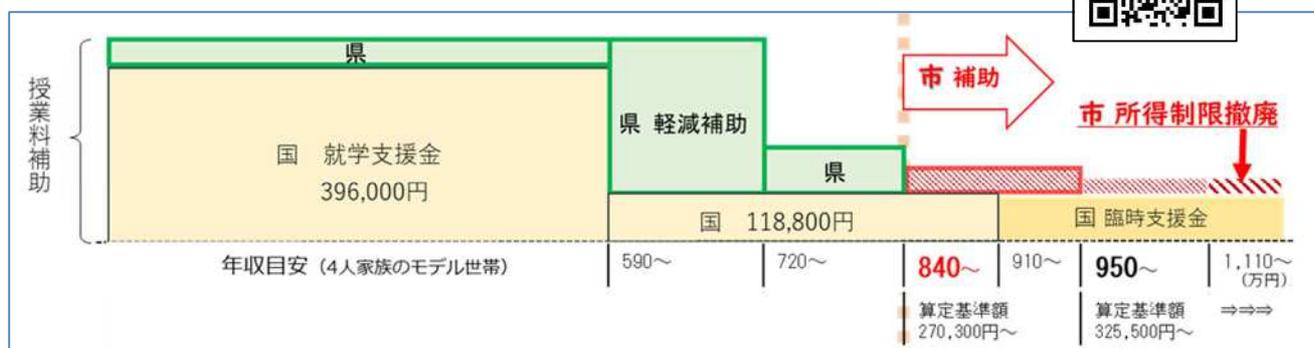
授業料の補助を受けることができる方（次の3つの条件をすべて満たすこと）

- (1) 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外であること
- (2) 愛知県内に設置されている私立高等学校に10月1日時点で在籍していること
- (3) 生徒とその保護者等の住所がともに10月1日に名古屋市内にあること

2 令和6年度との制度の変更点 ⇒補助対象者が約3,000名から約10,000名に増加見込

- ・第1子・第2子の生徒に対する所得制限撤廃（第3子以降の生徒は令和6年度に所得制限撤廃済）
- ・通信制の高等学校に通う生徒への補助を新設
- ・補助額の増額

参照 名古屋市公式ウェブサイト 「私学助成」のページ ⇒ ⇒



3 事務手続きの変更点

(1) 申込対象者・申込開始時期

名古屋市在住者で愛知県の授業料補助制度の対象外の方は、原則全ての方に申込書を提出いただく。（ただし、所得状況等から明らかに対象外である方からの申込は不要。）申込対象者数の増加に対応するため、6月から申込事務を開始し、認定そのものは愛知県の認定の後に行う。

(2) 書類提出方法

個人情報保護徹底を図り、各校から名古屋市教育委員会（以下、本市）への提出・連絡方法については、名古屋市電子申請サービス等のオンライン申請へ移行。

新たな手順 設置者情報の登録、申込・申請書類のスキャンとアップロードなど

(3) 今後のスケジュール（予定）

- 6月10日～ 問い合わせ専用ダイヤルの設置
本市から各私立高等学校へ提出依頼
- 7月1日～ 電子申請申込フォームへ『取りまとめ申込書』等の情報登録
- 7月16日 各校から本市への提出期限 ←電子申請サービスによる提出
- 10月1日 基準日
- 11月中旬 エラー処理・県対象者の確認⇒認定⇒『申請書』『請求書』の提出
- 12月下旬 各校へ払い込み ⇒ 変更申請受付
- 3月上旬 実績報告書の提出期限

TEL: 052-972-3251

4 令和7年度 名古屋市私立高等学校授業料補助 月別スケジュール（予定）

	保護者	設置者	名古屋市	参考：令和6年度
6月		(□担当者報告) □案内	依頼	
7月	□申込書	□申込書スキャン □取りまとめ申込書 □申込者一覧表 □電子申請登録		<p>申込者（保護者等）が提出した『申込書』や参考資料を、あらかじめ、<u>学年ごとにスキャン（PDF化）してください。</u>（モノクロ可。解像度 250dpi程度）</p>
8月				8月8日 『…授業料補助について』 依頼
9月				↓
10月	★基準日★			
				10月11日 取りまとめ申込書提出期限 ・申込書 ・申込者一覧表
11月		□エラー対応 □県補助対象者確認		11月20日 『…エラー処理について』 『…県補助対象者の確認について』 11月28日 エラー対応期限 ・エラーリストと必要書類 県補助非該当者連絡期限
12月		□支払申請書 □請求書 □補助金交付状況調	交付決定	12月12日 『…事務手続きについて』 ・認定通知書 ・認定名簿／否認定名簿 ・補助金交付状況調 12月18日 支払申請書・請求書提出期限 ・認定名簿 12月20日付け 『…交付について』 交付決定 12月25日 『…変更交付申請の提出について』 12月27日 払込 補助金交付状況調提出期限
1月		□変更支払申請書 □請求書	変更受付 変更交付決定	1月8日 『…申込書について』 ※返送 1月15日 変更支払申請書・請求書等提出期限 1月30日 『実績報告について』 1月31日付け 『…交付額の変更について』 変更交付決定
2月		★追加交付払込★ ★返納★		2月6日 『…変更交付決定書 及び戻入通知書の送付について』 『…交付について』 ・2月14日変更分追加交付払込 ・2月28日変更分返納期限
3月		□実績報告書		3月5日 実績報告書提出期限
4月			確定	4月18日付け 確定通知
5月				

名古屋市私立高等学校授業料補助についてのお知らせ

名古屋市私立高等学校授業料補助制度は、昭和48年に全国に先駆けて導入され、保護者の負担軽減により公私間格差の是正を図る目的から、**政令指定都市で唯一、独自の補助を、愛知県の授業料補助制度の対象外となる世帯に対して行っております。**（本市補助制度においては、令和6年度より、第3子以降の生徒に対する所得制限を撤廃し、**令和7年度より、第1子・第2子の生徒に対する所得制限を撤廃**しました。）愛知県の私立高等学校に通う生徒の保護者負担を少しでも軽くするため、次のとおり授業料の補助を行いますので、該当される方はこの制度をご利用ください。

- 1 授業料の補助を受けることができる方**（次の3つの条件をすべて満たすこと）
- (1) 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外であること
 - (2) 愛知県内に設置されている私立高等学校に**10月1日**時点で在籍していること
 - (3) 生徒とその保護者等の住所がともに**10月1日**に名古屋市内にあること

2 令和7年度補助基準及び補助額

全日制・定時制

	補助基準	補助額（年額）
I	愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外で、 令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯	1・2年生：49,800円 3年生：48,000円
II	令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯	1・2年生：29,900円 3年生：28,800円

※算定基準とは、保護者等の令和7年度の「課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額をいいます。なお、算定基準は原則として、**父母の合計額**となります。

※実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、納入する金額を限度とします。



3 よくある質問について

補助対象となる世帯年収の目安や課税標準額の確認方法、その他のよくある質問について、名古屋市公式ウェブサイトに記載しました。下記のページでご確認いただけます。



私立高等学校授業料補助 のページ
URL <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000051001.html>

4 問い合わせ先（令和7年6月10日から）

名古屋市教育委員会事務局学事課（私立高校授業料補助担当）

☎ 052-972-3251（問い合わせ専用ダイヤル）



名古屋市私立高等学校授業料補助についてのお知らせ

名古屋市私立高等学校授業料補助制度は、保護者の負担軽減により公私間格差の是正を図る目的から、**政令指定都市で唯一、独自の補助を、愛知県の授業料補助制度の対象外となる世帯に対して行っております。**（通信制の課程に対する補助については、令和7年度に新設され、令和7年度の補助対象者は、**1・2年生のみ**です。）

愛知県の私立高等学校に通う生徒の保護者負担を少しでも軽くするため、次のとおり授業料の補助を行いますので、該当される方はこの制度をご利用ください。

- 授業料の補助を受けることができる方**（次の3つの条件をすべて満たすこと）
 - 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の**対象外**であること
 - 愛知県内に設置されている私立高等学校に**10月1日**時点で在籍していること
 - 生徒とその保護者等の住所がともに**10月1日**に名古屋市内にあること

2 令和7年度補助基準及び補助額

通信制（定額制授業料の場合）

	補 助 基 準	補助額（年額）
I	愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外、 令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯	1・2年生：3,600円
II	令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯	1・2年生：2,200円

※算定基準とは、保護者等の令和7年度の「課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額をいいます。なお、算定基準は原則として、父母の合計額となります。

※実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、納入する金額を限度とします。



通信制（単位制授業料の場合）

	補 助 基 準	補助額（1単位当たり）
I	愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲外で、 令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯	1・2年生：144円
II	令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯	1・2年生：88円

※算定基準とは、保護者等の令和7年度の「課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額をいいます。なお、算定基準は原則として、父母の合計額となります。

※実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、納入する金額を限度とします。

※単位制授業料の場合の補助対象単位数は、年間30単位が上限となります。

3 よくある質問について

補助対象となる世帯年収の目安や課税標準額の確認方法、その他のよくある質問について、名古屋市公式ウェブサイトに記載しました。
下記のページでご確認いただけます。

私立高等学校授業料補助 のページ

URL <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000051001.html>



4 問い合わせ先（令和7年6月10日から）

名古屋市教育委員会事務局学事課（私立高校授業料補助担当）

☎ 052-972-3251【問い合わせ専用ダイヤル】

